

開發行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。			※ 手数料欄		
年 月 日					
草加市長 宛て					
許可申請者 住所 氏名					
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称			
	2	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル		
	3	予 定 建 築 物 等 の 用 途			
	4	工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名			
	5	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	6	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
	7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別			
	8	法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由			
	9	そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号			
※ 許可に付した条件					
※ 許 可 番 号		年 月 日 第 一 号			

- 備考
- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 5 ※印のある欄は記入しないこと。
 - 6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

開発行為許可申請添付書類

(令和7年6月25日改正)

書類の名称	説明	備考
開発行為許可申請書	2部 正本・副本、各1部（以下同様）	
委任状	申請手続を代理者が行う場合	
設計説明書	（両面）	
土地全部事項証明書	申請時以前6ヶ月以内のもの	
建物全部事項証明書	同上（既存建物がある場合）	
土地権利者の同意書	所有権、抵当権、賃借権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	
工作物の権利者の同意書	同上	
印鑑証明書	同意書に押印した者の印鑑証明書 （申請時直前のもの）	
資金計画書	資金の裏付け資料 （融資証明書・残高証明書等）を添付	☆
申請者の業務経歴書	個人に当たっては、職歴書・農家証明書等	☆
前年度の申請者の納税証明書	法人の場合は法人税・個人の場合は所得税 （その1又はその3（税の未納が無いことを確認））	☆
工事施行者の能力に関する書類	建設業の許可通知書の写し又は建築機械目録・ 技術者名簿・工事経歴書	☆
設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し （開発区域の面積が1ha以上の場合に必要）	
工場に関する報告書	工場調書等	
現況写真	申請時直前のもの2方向（開発区域を朱書き）	
申請図面	事前協議を受けた図面一式（設計者の記名をしたもの）	
開発給水承認通知書又は給水装置工事承認通知書	正本には写しを添付し、副本には原本を添付してください。	
盛土規制法みなし許可チェックシート	盛土規制法のみなし許可等用要否判定チェックシートを作成し、添付してください。	
その他市長が必要と認める書類		

注1 備考の☆ 自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満の場合（盛土規制法に基づく第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く）は不要です。

注2 法第34条各号に関する申請については、上表、理由書及び別途指示する書類が必要です。

注3 印鑑証明書については、複数の同意が必要な場合であっても、1権利者に対し1通の提出で足りります。

注4 資金計画書に添付する融資証明書等は、目的、融資を受ける者、予定建築物の所在、提出先等が明記されているものを添付してください。